

7 消安第 234 号
令和 7 年 5 月 1 日

公益社団法人 日本フィッシュ・ミール協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙 1 のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項について、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方お願いします。

なお、本改正の概要については、別紙 2 を御参照ください。

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

- (1) 飼料添加物は、飼料安全法^{※1}第2条第3項に基づき、告示^{※2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{※3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。
- (2) 今般、カシューナッツ殻液を飼料添加物として新規指定し、規格・基準を定めるため、告示及び省令の一部を改正することになりました。

2 改正の概要

告示において、飼料添加物として指定しました。また、省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準（対象家畜、添加上限量、含量や不純物等の規定等）を設定しました。

本剤に関する告示及び省令の改正は、令和7年5月1日に施行されます。

※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）

※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）。

※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（ご参考）

○官報 令和7年5月1日（号外第98号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>

QRコード



担当： 農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
飼料安全基準班 飼料添加物担当
TEL：03-3502-8111（内線：4546）

○農林水産省告示第六百七十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
二 Lーアスコルビン酸、Lーアスコルビン酸カルシウム、Lーアスコルビン酸ナトリウム、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルナトリウムカルシウム、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、βーアポー8'ーカロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、DLーアラニン、Lーアルギニン、Lーイソロイシン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸Lーヒスチジン、塩酸ピリドキシン、塩酸Lーリジン、カシユーナツツ殻液、Lーカルニチン、βーカロチン、カンタキサンチン、グアニジノ酢酸、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、Lーグルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dlーαートコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン亜鉛、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン銅、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンマンガン、DLートリプトファン、Lートリプトファン、Lートレオニン、DLートレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、3ーニトロオキシプロパノール、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、Lーバリン、Dーパントテン酸カルシウム、DLーパントテン酸カルシウム、Dービオチン、ビタミンA末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD₃油、ビタミンE粉末、25ーヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DLーメチオニン、Lーメチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪	二 Lーアスコルビン酸、Lーアスコルビン酸カルシウム、Lーアスコルビン酸ナトリウム、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルナトリウムカルシウム、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、βーアポー8'ーカロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、DLーアラニン、Lーアルギニン、Lーイソロイシン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸Lーヒスチジン、塩酸ピリドキシン、塩酸Lーリジン、Lーカルニチン、βーカロチン、カンタキサンチン、グアニジノ酢酸、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、Lーグルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dlーαートコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン亜鉛、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン銅、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンマンガン、DLートリプトファン、Lートリプトファン、Lートレオニン、DLートレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、3ーニトロオキシプロパノール、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、Lーバリン、Dーパントテン酸カルシウム、DLーパントテン酸カルシウム、Dービオチン、ビタミンA末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、25ーヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DLーメチオニン、Lーメチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、硫酸亜鉛

酸エステル、硫酸亜鉛(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸マンガン、硫酸レーリジン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)及びリン酸二水素ナトリウム(結晶)並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸マンガン、硫酸レーリジン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)及びリン酸二水素ナトリウム(結晶)並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

○農林水産省令第二十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

名 冊 後	名 冊 前
別表第 1 (第 1 条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ナ (略) 三 <u>①</u> 生を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) <u>②</u> 以外の飼料は、飼料添加物であるカシューナツツ穀液を含んではならない。 <u>③</u> 生を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を除く。) 中のカシューナツツ穀液の含有量は、カシューナツツ穀液として0.1%以下でなければならない。 (2)～(4) (略) (5) 飼料一般の表示の基準 ア (略) イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (7)～(4) (略) (7) (1) のウに掲げる表、(1) のキの⑦、ケの⑦、コの⑦及びニの⑦、⑧のエからカまで、(2) のキに掲げる表並びに(2) のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (7)～(4) (略) (注) (略) ウ (略) 2～6 (略)	別表第 1 (第 1 条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ナ (略) (新設) (2)～(4) (略) (5) 飼料一般の表示の基準 ア (略) イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 (7)～(4) (略) (7) (1) のウに掲げる表、(1) のキの⑦、ケの⑦及びコの⑦、⑧のエからカまで、(2) のキに掲げる表並びに(2) のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 (7)～(4) (略) (注) (略) ウ (略) 2～6 (略)

別表第2 (第2条関係)	
1～6 (略)	
7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベールトラン糖類定量表の規定	
(1) (略)	
(2) 試薬・試液	
(略)	
亜鉛 (標準試薬) ～ベンゼン、残留農薬試験用 (略)	
6ー (8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸 $C_{22}H_{22}O_3$	
含量 75%以上	
定量法 本品約5mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、5mlの全量フラスコに入れ、アセトニトリルを加えて溶かし、標線までアセトニトリルを加えて5mlとし、試料溶液とする。この溶液20mlにつき、次の操作条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液注入後、0～25分の間に現れる全ての成分のピーク面積の総和を100とし、それに対する主ピークの面積百分率を求め、含量とする。	
操作条件	
検出器：荷電化粒子検出器	
カラム：内径4.6mm、長さ150mmのステンレス管に粒径5µmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。	
カラム温度：25℃付近の一定温度	
移動相：液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水・酢酸混液 (80：20：1)	
流量：毎分約2.0mL	
6ー (8, 11, 14ーペンタデカトリエニル) サリチル酸 $C_{22}H_{30}O_3$	
含量 85%以上	
定量法 6ー (8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸の	
別表第2 (第2条関係)	
1～6 (略)	
7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベールトラン糖類定量表の規定	
(1) (略)	
(2) 試薬・試液	
(略)	
亜鉛 (標準試薬) ～ベンゼン、残留農薬試験用 (略)	
(新設)	
(新設)	

<u>定量法を準用する。</u> <u>6ー(8ーペンタデセニル) サリチル酸</u> <u>C₂₂H₃₄O₃</u> <u>含量</u> <u>80%以上</u> <u>定量法</u> <u>6ー(8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸の</u> <u>定量法を準用する。</u> <u>ホウ酸〜レゾルシン</u> (略) <u>(3)〜(9)</u> (略) 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 <u>(1)〜(8)</u> (略) <u>(8)</u> <u>カシューナッツ殻液</u> <u>ア</u> <u>製造用原体</u> <u>(1)</u> <u>成分規格</u> <u>含量</u> <u>本品は、定量するとき、アナカルド酸 (6ー(8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸、6ー(8, 11, 14ーペンタデカトリエニル) サリチル酸及び6ー(8ーペンタデセニル) サリチル酸の総和) を59%以上含む。</u> <u>物理的・化学的性質</u> <u>本品は、茶色〜黒褐色の粘性の油液である。</u> <u>確認試験</u> <u>定量法により調製した試料溶液及び標準液5μlにつき、定量法の操作条件で液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液及び標準液から得た6ー(8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸、6ー(8, 11, 14ーペンタデカトリエニル) サリチル酸及び6ー(8ーペンタデセニル) サリチル酸の各成分のピークにかかる保持時間は一致する。</u> <u>純度試験</u> <u>① 鉛</u> <u>本品2.5g (2.45〜2.54g) を量り、鉛試験法 (原子吸光度法第1法) により鉛の試験を行うとき、その量は4μg/g以下でなければならない。</u> <u>② ヒ素</u> <u>本品0.5g (0.45〜0.54g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない (4μg/g以下)。</u>	
(新設) ホウ酸〜レゾルシン (略) <u>(3)〜(9)</u> (略) 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 <u>(1)〜(8)</u> (略) (新設)	

水分 <u>10%以下 (直接滴定)</u> 定量法 <u>本品約0.15 gを0.001 gの桁まで量り、その数値を記録し、遠心沈殿管に入れ、全量ピペットを用いて酢酸エチル10mLを加えて溶かし、1分間激しく攪拌する。その後、30分間静置し、上澄液をメネジランフイルター(0.45µm)を用いてろ過し、ろ液2mLを全量ピペットを用いて量り、20mLの全量フラスコに入れ、標線まで酢酸エチルを加えて試料溶液とする。この溶液5µLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸、6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル) サリチル酸及び6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸の各ピーク面積を測定し、別に求める検量線によりそれぞれの濃度を求め、次式により含量を算出する。</u> $\frac{S_1}{S_2} = \frac{C_1}{C_2} \times \left(\frac{f_1}{f_2} \right) \times 0.01 / W$ $\frac{S_2}{S_3} = \frac{C_2}{C_3} \times \left(\frac{f_2}{f_3} \right) \times 0.01 / W$ $\frac{S_3}{A} = \frac{C_3}{A} \times \left(\frac{f_3}{100} \right) \times 0.01 / W$ アナルド酸の含量 (%) = $S_1 + S_2 + S_3$ S_1 : 6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸の含量 (%) S_2 : 6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル) サリチル酸の含量 (%) S_3 : 6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸の含量 (%) C_1 : 検量線から求めた試料中の6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸の濃度 (µg/mL) C_2 : 検量線から求めた試料中の6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル) サリチル酸の濃度 (µg/mL) C_3 : 検量線から求めた試料中の6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸の濃度 (µg/mL)	

f₁: 6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸標準品の純度 (%)

乳酸標準品の純度 (%)

f₂: 6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエンル)

サリチル酸標準品の純度 (%)

標準品 (8-ペンタデセニル) サリチル酸 標準品

品の純度 (%)

W: 試料採取量 (g)

操作条件

検出器：紫外吸光度計（測定波長：280nm）

カラム：内径4 mm、長さ75mmのステンレス管に粒径3 μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。

カラム温度: 25℃付近の一定温度

移動相：液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水

- 醋酸混液 (80 : 20 : 1)

流量：每分約2ml

カラムの選定：6—(8, 11—ペンタデカジェニル)
) サリチル酸標準品及び6—(8—ペンタデセニル)
) サリチル酸標準品10mg (9.5~10.4mg) ずつを酢酸エチルに溶かし、10mLの全量フラスコに入れ、更に酢酸エチルを標線まで加えて10mLとする。
 この溶液5μLにつき、上記の条件で操作するとき、6—(8, 11—ペンタデカジェニル) サリチル酸、6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸の順に溶出し、その分離度が11以上のものをいう。

検量線の作成

6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸標準品10mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、10mlの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加えて溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mlとし、6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸標準原液とする。この標準原液の一定量に酢酸エチル

を加え、1 mL中に50μg、100μg、250μg及び500μgを含有するように正確に希釈し、標準液とする。標準液5 μLにつき、以下試料溶液の場合と同様に液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから6—(8, 11—ペンタデカジエニル)サリチル酸のピーク面積を求めて検量線を作成する。 別に、6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル)サリチル酸及び6—(8—ペンタデセニル)サリチル酸標準品それぞれ10mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、それぞれ10mLの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加えて溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mLとし、6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル)サリチル酸標準原液及び6—(8—ペンタデセニル)サリチル酸標準液とする。以下6—(8, 11—ペンタデカジエニル)サリチル酸標準原液と同様に操作し、検量線を作成する。 <u>Ⅱ</u> 製造の方法の基準 <u>カシユーナッツ殻を加温せずに圧搾し、ろ過して製造すること。</u> <u>Ⅲ</u> 保存の方法の基準 <u>遮光した気密容器に保存すること。</u> <u>Ⅳ</u> 製剤 <u>Ⅰ</u> 成分規格 本品は、カシユーナッツ殻液製造用原体に必要に応じて水を加え、賦形物質を混和した粉末である。 含量 本品は、定量するとき、表示量の90～120%に相当するアナカルド酸を含む。 確認試験 <u>カシユーナッツ殻液製造用原体の確認試験を準用する。</u> 定量法 <u>カシユーナッツ殻液製造用原体の定量法を準用する。</u>この場合において、「本品約0.15 gを0.001 gの桁まで」とあるのは「カシユーナッツ殻液約75mgを含む量	
--	--

の本品を有効数字 3 桁まで」と読み替えるものとする。 <u>⑬</u> <u>保存の方法の基準</u> <u>こと。</u> <u>水濡れ、湿気及び直射日光を避け、密閉容器に保存する</u> <u>⑭</u> ～ (166) (略)	<u>⑮</u> ～ (165) (略)
---	-----------------------------

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百七十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

名 出 後		名 出 編																																																																					
備考 1・2 (略) 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フイチン態りんの成分量並びに可消化養分 総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フイチン態りんの成分量 (略)		備考 1・2 (略) 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フイチン態りんの成分量並びに可消化養分 総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フイチン態りんの成分量 (略)																																																																					
<table><tr><th>フイターゼの種類</th><th>算出方法</th></tr><tr><td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>144</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その1)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (1))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (2))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (3))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (4))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (5))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (6))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (7))</td><td>(略)</td></tr></table> 3・4 (略)		フイターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>144</u>	(略)	フイターゼ (その1)	(略)	同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (1))	(略)	同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (2))	(略)	同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (3))	(略)	同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (4))	(略)	同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (5))	(略)	同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (6))	(略)	同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (7))	(略)	<table><tr><th>フイターゼの種類</th><th>算出方法</th></tr><tr><td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>143</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その1)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (1))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (2))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (3))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (4))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (5))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (6))</td><td>(略)</td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (7))</td><td>(略)</td></tr></table> 3・4 (略)		フイターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>143</u>	(略)	フイターゼ (その1)	(略)	同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (1))	(略)	同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (2))	(略)	同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (3))	(略)	同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (4))	(略)	同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (5))	(略)	同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (6))	(略)	同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (7))	(略)
フイターゼの種類	算出方法																																																																						
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>144</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その1)	(略)																																																																						
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (1))	(略)																																																																						
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (2))	(略)																																																																						
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (3))	(略)																																																																						
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (4))	(略)																																																																						
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (5))	(略)																																																																						
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (6))	(略)																																																																						
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (7))	(略)																																																																						
フイターゼの種類	算出方法																																																																						
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>143</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その1)	(略)																																																																						
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (1))	(略)																																																																						
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (2))	(略)																																																																						
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (3))	(略)																																																																						
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (4))	(略)																																																																						
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (5))	(略)																																																																						
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (6))	(略)																																																																						
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (7))	(略)																																																																						

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件」の一部改正、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」の一部改正及び「飼料の公定規格」の一部改正について

1 現行制度の概要

飼料添加物は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定すると規定されており、当該飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和 51 年農林省告示第 750 号。以下「告示」という。）において指定されている。

また、法第 3 条第 1 項の規定により、農林水産大臣は、農業資材審議会の意見を聴いて（同条第 2 項）飼料若しくは飼料添加物の成分規格等を定めることができるとされており、当該成分規格等については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号。以下「省令」という。）において定められている。

2 改正の趣旨

メーカーから要望があったことを受け、カシューナッツ殻液を飼料添加物に指定するとともに、当該飼料添加物について成分規格等を定める。

なお、今般の改正に当たって農業資材審議会に意見を聴いたところ、適当であるとの答申を得た。

3 改正の内容

- ① 告示第 2 号に、飼料添加物としてカシューナッツ殻液を追加する^{※1}。
- ② 省令別表第 1 の 1 の（1）に、牛を対象とする飼料中のカシューナッツ殻液の含有量及び飼料添加物としてのカシューナッツ殻液は牛以外を対象とする飼料に用いてはならない旨を規定する^{※2}。
- ③ 省令別表第 2 の 7 の（2）に、カシューナッツ殻液の定量法等に用いる試薬・試液について規定する。
- ④ 省令別表第 2 の 8 に、カシューナッツ殻液の成分規格等を規定する。
- ⑤ 飼料の公定規格（昭和 51 年農林省告示第 756 号）備考 3 第 2 章 2^{※3}について、省令別表第 2 の 8 の項ズレにあわせて改正する。

※1 告示の各号は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和 51 年農林省令第 36 号）第 1 条において定める各用途に対応しているところ、カシューナッツ殻液の用途は、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給に該当することから、告示第 2 号に追加する。規定順は数字、アルファベットを除いた五十音順による。

※2 規定順は制定順による。

※3 飼料の公定規格備考3第2章2は、配合飼料の非フィチン態りん^①の成分量について計算式等を定めており、同項の表においては、計算式に登場する変数 aP の算出方法を規定している。

4 カシューナッツ殻液の表示等について

カシューナッツ殻液は、従前より飼料原料として、専ら家畜等の栄養に供することを目的として使用されている。

今般の告示の改正により、カシューナッツ殻液は、牛のゲップ等由来の温室効果ガス（Green House Gas。以下「GHG」という。）を削減する目的の飼料添加物として指定され、当該目的で、牛用飼料に添加して用いることが可能となる。

今後も、カシューナッツ殻液を飼料原料として使用することは差し支えないが、飼料添加物とは使用目的が異なることを踏まえ、同物質を使用した飼料における表示については、上述の意味の混同を避けるため、飼料原料として使用される場合には「カシューナッツ殻油」と、飼料添加物として使用される場合には「カシューナッツ殻液」と記載することとする。

また、目的に応じた表示のある製品を使用する必要があることから、飼料添加物として販売され又は飼料の製造に用いられたものを飼料原料として取り扱ったり、飼料原料として販売され又は飼料の製造に用いられたものを飼料添加物として取り扱ったりしないよう
ご留意願いたい。

なお、指定日以前に製造された製品については、飼料添加物又は飼料原料のどちらに該当するかをカシューナッツ殻液の製造業者において判断の上、適切な表示となるようにされたい。

5 牛を対象とする飼料におけるカシューナッツ殻液の含有量について

牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中のカシューナッツ殻液の含有量は、省令別表第1の1の（1）のニの（イ）の規定に基づき、0.1%以下でなければならない。この含有量には、飼料原料として使用されるものを含めることとしている。

また、飼料中の含有量については、0.1%のカシューナッツ殻液が 0.065%のアナカルド酸に相当するとして測定する。

6 カシューナッツ殻液の GHG 削減効果について

GHG 削減効果があるとされる資材の飼料安全法における取扱いについて（令和5年12月26日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知。5消安第5441号。以下「通知」という。）別紙の規定により、GHG 削減効果があるとして、飼料添加物としての指定を受けたものでなければ、GHG 削減効果を表示してはならない、としている。

そのため、カシューナッツ殻液又はこれを含む飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者に対しては、飼料添加物の規格等を満たすカシューナッツ殻液でなければ GHG 削減効果を

(別紙 2)

表示できないことや、飼料添加物としてのカシューナッツ殻液を牛用飼料以外には使用できないこと等を正しく認識し、関係する法令及び通知の規定を遵守して適切に表示及び使用等をするよう周知徹底する。

7 施行期日

令和 7 年 5 月 1 日

8 パブリックコメントの実施期間

令和 6 年 10 月 28 日～11 月 26 日